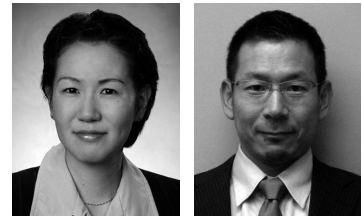


# 米国特許法改正から学ぶ 米国法改正の仕組みと過程



洪 美江<sup>\*</sup>，吉田 哲<sup>\*\*</sup>

## はじめに

2011年9月、長年の議論を経て、米国特許法改正が成立した。米国議会は上院と下院とからなり、特許法改正案が成立するにはこの二つの議会での承認の他、その後のすり合わせ作業など、日本の法改正とは異なる過程で行われる。本稿では、米国特許法改正を例に、米国法改正についての仕組みと法案成立までの過程、更には、本改正におけるステークホルダーの動きなどを紹介する。

## 目次

### A. 法案成立の仕組みと過程

#### 1. 法案上程

#### 2. 委員会での審議・採決

##### 2.1. 公聴会

##### 2.2. マークアップ（逐条審査）

##### 2.3. 委員会での審議・採決

#### 3. 本会議での審議・採決

#### 4. 両院のすり合わせ

##### 4.1. 一方の法案を他方で採決

#### 4.2. 両院協議会による法案作成

#### 4.3. 同一修正案の作成

### 5. 大統領の署名など

#### 5.1. 署名

#### 5.2. 拒否権の行使

#### 5.3. ノーアクション

### B. 特許法改正成立までの経過表

### C. 議会での争点

### おわりに

## A. 法案成立の仕組みと過程

はじめに、米国において法案が成立するまでの仕組みと、第112議会での特許法改正法案の過程について説明する。

新しい法案が法律として成立するためには、米国連邦議会において、以下の1～4のプロセスに沿って法案が審議・可決される必要がある。議会には、上院（Senate）と下院（House of Representatives）があり、それらのプロセスは各院で行われる。以下、特許法改正法（本法）での経過を含めて説明する。なお、成立前の本法については「本法案」と記す。

#### 1. 法案上程

#### 2. 委員会での審議・採決

#### 3. 本会議での

#### 4. 両院でのすり合わせ

#### 5. 大統領の署名など

るが、法案を上程できるのは上院若しくは下院の議員に限られる。上程の順番は両院どちらが先でもよい。上程された法案は、その内容を管轄する委員会に送られる。ただし、上程された全ての法案が委員会での審議・採決されるわけではなく、むしろ委員会に回されることなく廃案となる法案は珍しくない<sup>(1)</sup>。

今回は、まず上院においてパトリック・レーヒ議員（民・バーモント州）が2011年1月25日に上程した。その後、下院ではラマー・スミス議員（共・テキサス州）が3月30日に上程した。

## 2. 委員会での審議・採決

上程された法案は、各院に設けられた委員会での審議・採決がされる。更に、法案の内容に特化した小委員会がある場合は、まず小委員会での審議が行われる。

本法案では、両院における司法委員会が審議を担当

## 1. 法案上程

民間業界団体や大統領府が草案を作成することもあ

<sup>\*</sup> Washington CORE, LLC, シニア・リサーチ・アナリスト

<sup>\*\*</sup> 奈良先端科学技術大学院大学、産官学連携推進本部、客員准教授

した。上院司法委員会には該当する小委員会は設けられなかった<sup>(2)</sup>。一方、下院司法委員会では、知的財産・競争・インターネット小委員会が担当した<sup>(3)</sup>。ここでの審議や採決の方法は以下に紹介する公聴会とマークアップの2つがある。概略として、公聴会は法案に参考となる情報を集める場であり、マークアップは法案に関する公式な審議及び採決を行う場である。

## 2.1. 公聴会

公聴会とは、外部から専門家や関係者（「証言者」と呼ばれる）を招き、審議対象となる分野に関する意見を聞く場である。通常、証言者がそれぞれ数分間、自身の見解を發表し、その後、議員による質疑応答となる。公聴会は、外部の意見を聞く場であり、議員同士が法案について議論することはないが、公聴会で集められた意見がマークアップ（後掲）での審議に反映されることもある。なお、公聴会は、法案が上程される前や、法案の有無とは関係なく開催されることも多い。

本法案については、下院で法案が上程される前に特許法改正に関する公聴会が2回にわたって開催されている。これは、上院で既に同様の法案が上程されていることや、過去の議会において特許法改正法案が上程されたものの結果として廃案となった経緯があることから、実際に法案を上程する前に産業界などからの見解を集め、これらを反映させた法案を上程することで、その後の審議を円滑に進めようとの狙いがあったと見られる。なお、本法案では、下院で合計3回の公聴会が開催された。一方、上院では公聴会は開催されていない。これらの公聴会での証言者は以下の通りである。

- ・ David Simon: Chief Patent Counsel, Intel (Coalition of Patent Fairness を代表)
- ・ Carl Horton: Chief Intellectual Property Counsel, General Electric (Coalition for 21st Century Patent Reform を代表)
- ・ Paul Michel: Former Chief Judge, U.S. Court of Appeals for Federal Circuit
- ・ Dan L. Burk: Chancellor's Professor of Law, University of California, Irvine
- ・ Andrew J. Pincus: Partner, Mayer Brown (Business Software Alliance を代表)
- ・ Dennis D. Crouch: Associate Professor of Law, University of Missouri School of Law (米国で評価の高い特許ブログ、Patently O<sup>(4)</sup>の著者)
- ・ David Kappos, Under Secretary of Commerce for Intellectual Property and Director of the United States

Patent and Trademark Office

- ・ Steve Bartlett, President and Chief Executive Officer, The Financial Services Roundtable
- ・ Steven W. Miller, Vice President and General Counsel for Intellectual Property, Procter & Gamble Company
- ・ Mark Chandler, Senior Vice President, General Counsel and Secretary, Cisco Systems, Inc. (Cisco 社及び Coalition for Patent Fairness<sup>(5)</sup>を代表)
- ・ John Vaughn, Executive Vice President, Association of American Universities

## 2.2. マークアップ（逐条審査）

マークアップとは特定の法案の内容を細部にわたって審議する場である。法案の内容変更を求める議員は、修正案（Amendment）を提出する。通常、各修正案に関する議論及び採決が行われ、その後、可決された修正案を反映した法案に対する採決が行われる。小委員会におけるマークアップで可決された法案は、委員会での審議・採決に持ち込まれる。法案を担当する小委員会がない場合は、上程後にそのまま委員会での審議・採決となる（本法案における上院のケース）。また、担当小委員会があっても、小委員会での採決が行われないこともある。

本法案では、下院において知的財産・競争・インターネット小委員会での公聴会が行われたが、同小委員会におけるマークアップは実施されず、下院司法委員会での採決となった。

## 2.3. 委員会での審議・採決

委員会においても小委員会と同様の審議・採決のプロセスが行われる。ただし、小委員会での公聴会やマークアップが行われている場合、委員会ではマークアップのみが行われることが多い。委員会でも可決された法案は、本会議に送られる。

本法案では、上院司法委員会では2011年2月3日に、下院司法委員会では同年4月14日に開催されたマークアップにおいて採択されている。上院司法委員会のマークアップでは、故意侵害規定に関する修正以外には大幅な修正は行われなかった。他方、下院司法委員会のマークアップでは、21本の修正案が提出され、うち13本が可決された結果、USPTOの料金設定権限に時間制限を設けるといった修正が行われている。なお、このマークアップでは、先願主義への移行を阻止する修正案も出されたが、否決に終わっている。

### 3. 本会議での審議・採決

本会議における審議・採決も、委員会・小委員会でのマークアップと同様の手順となる。委員会を通過した法案であっても、本会議での成立の見通しが立つまでは審議されないことが多く、審議の前に水面下で議員間の交渉が行われる（委員会レベルでも同様の交渉はある<sup>(6)</sup>）。

本法案は、2011年3月8日に上院本会議で、同年6月23日には下院本会議でそれぞれ採択されている。この際に、上院本会議では、法案名を特許改革法案（Patent Reform Act）から米国発明法案（America Invents Act）に改名し、損害賠償の算定に関する規定が削除されるなどの修正が行われた。下院本会議においても、USPTOの予算（料金ダイバージョン廃止）に関する規定が大幅に修正されている（後掲）。

### 4. 両院のすり合わせ

上院と下院を通過した法案の内容が異なる場合、以下の3通りのいずれかの方法で、両院本会議で同一の法案を通過させなければならない。以下に示すいずれかのすり合わせ作業により同一の法案が両院で可決された後、法案は大統領に送られる。

本法案も上院と下院を通過した法案の内容が異なったため、すり合わせが必要となった。本法案では、4.1の手法が採用され、具体的には下院案を9月8日に上院本会議で可決することですり合わせ作業が行われた。

#### 4.1. 一方の法案を他方で採決

これは、例えば上院本会議を通過した法案を下院本会議で可決させる。または、その逆に、下院を通過した法案を上院で可決するものである。

#### 4.2. 両院協議会による法案作成

両院協議会（Conference Committee）とは各院から選ばれた数名の代表議員から構成される会であり、そこで上下院統一の法案（Conference Report と呼ばれる）を作成する<sup>(7)</sup>。統一法案が作成された後は、上院、下院の両方で再度可決されなければならない。両院協議会が作成した統一法案が、いずれかの院で否決された場合、再度両院協議会の開催が要求される。その際、両院協議会が開催されなければ、その法案は廃案となる<sup>(8)</sup>。

#### 4.3. 同一修正案の作成

両院協議会が構成されない場合であっても、上下院がそれぞれの本会議で同じ内容となる修正案を作成

し、それぞれの本会議で可決させることも可能である。この場合は、上下院で審議する段階で同じ内容の法案が準備されている必要がある。

### 5. 大統領の署名など

両院を通過した法案は大統領のもとに送られる。送付された法案に対して、大統領は以下の3通りのアクションを取ることができ、そのアクションにより法案が成立もしくは廃案となる。

#### 5.1. 署名

大統領が法案に賛成の場合、大統領が署名することにより、法案は成立し法律となる。本法案では、上院で下院法案が可決された9月8日から8日後となる9月16日にオバマ大統領が署名を行った。その署名式は、歴史的な改革であるとして、初代USPTO長官であったトーマス・ジェファーソンに名前を由来するトーマス・ジェファーソン科学技術高校（Alexandria, VA）で行われた<sup>(9)</sup>、<sup>(10)</sup>。

#### 5.2. 拒否権の行使

大統領が法案に反対の場合、法案を拒否することができる。拒否された法案は両院に差し戻される。その後、両院でふたたび採決され3分の2以上の賛成多数で再可決された場合、法案は大統領の署名なしで成立する（憲法1条7節<sup>(11)</sup>）。3分の2以上の賛成が得られなかった場合、その法案は廃案となる。

#### 5.3. ノーアクション

大統領が10日間以内に署名もしくは拒否権行使のいずれのアクションも取らなかった場合、法案は自動的に成立する。ただし、会期の残り期間が10日間を切っていた場合、大統領がなにもアクションを起こさないことにより、会期が終了することにより法案は廃案となる。このような拒否の仕方を握りつぶし拒否権（pocket veto）と呼ばれる。

以上、法案成立までの仕組みと本法成立までの過程を説明した。委員会・小委員会や本会議における審議・採決の詳細な手順は、法案によって異なっている。米国市民の注目度が高く、賛否両論が大きく分かれるような法案は長時間にわたり審議される傾向にある一方、コンセンサスの高い法案については、審議はほとんど行われずに採決されることも多い。なお、会期終了までに成立しなかった法案は自動的に廃案と見なされる。

**B. 特許法改正成立までの経過表**

本特許法改正法案が成立するまでの過程を、以下、表にまとめる。カッコ内の数字は上記した各過程に対応する。

日付	上院		下院	
	アクション	特記事項	アクション	特記事項
1月25日	(1) パトリック・レーヒ議員(民・バーモント州), 2011年特許改革法案(Patent Reform Act of 2011, S.23)を上程。	第111議会において上院司法委員会で取り上げられた法案と同様の内容。		
2月3日	(2. 3) 司法委員会でのマークアップにおいて法案可決。	故意侵害規定に関する修正以外は大幅な修正はなし。		
2月11日			(2. 1) 知的財産・競争・インターネット小委員会において、「特許制度改革を終わらせるために：何ができて、何をすべきか」と題した公聴会を開催。	ステークホルダー間の妥協点を見出すための議論を実施。
3月8日	(3) 本会議で法案可決。	修正案により、米国発明法案に改名。その他、損害賠償の算定に関する規定が削除されるなど、大幅な修正を追加。		
3月10日			(2. 1) 知的財産・競争・インターネット小委員会において、「特許法に関する近年の司法判断」と題した公聴会を開催。	近年の判決によって法案での対応が不要となった項目を確認。
3月30日			(1) ラマー・スミス議員(共・テキサス州), 下院版の米国発明法案(H.R.1249)を上程。 (2. 1) 知的財産・競争・インターネット小委員会において、「米国発明法案」と題した公聴会を開催。	上院本会議を通過した法案と類似した内容。 デビッド・カッポスUSPTO長官や産業界の関係者などから、下院版法案に関する意見を収集。
4月14日			(2. 3) 司法委員会でのマークアップによって法案可決。	USPTOにおける料金設定権限の付与に時間制限が設けられるなど数々の修正を追加。
6月23日			(3) 本会議で法案可決。	USPTOの予算(料金ダイバージョン廃止)に関する規定が大幅に修正(詳細は後掲)。
9月8日	(4. 1) 下院案を上院で可決			
9月16日	(5. 1) オバマ大統領が署名			

注1：日付は全て2011年のもの。

注2：1月25日には、下院司法委員会の知的財産・競争・インターネット小委員会において、「米国特許商標庁(USPTO)の改善と雇用創出」と題した公聴会が開催されているが、議論はUSPTOの運営に関するもので、本法案に関する言及はほとんどないため、ここでは取り上げていない。

出典：ジェットロ「ニューヨーク発 知財ニュース」や議会関連の資料などを基にワシントンコア作成



### C. 議会での争点

上述のように、本法案が成立するまでの過程では、度重なる議論と修正が行われており、これらは各議員及び活発なロビー活動を展開する産業界の思惑を反映したものとなっている。本法の背景事情の中でも顕著なポイントとして筆者らは次の3点に注目した。

- (1) コンセンサスを見出した産業界
- (2) 法廷による解決
- (3) 料金ダイバージョンを巡る歳出委員会との駆け引き

以下、これらを紹介する。

なお、法案成立直前には、特許有効期間の延長を申請する猶予期間である「60日間」の数え方に関する議論も拮抗したが、これは米国特許制度の本質を問うものではないため、本稿では割愛している。

#### (1) コンセンサスを見出した産業界

本法成立に寄与した主要な要因として、過去数年間にわたる審議によって、ステークホルダーの間に妥協点が見出されつつあったことが挙げられる。IT業界と製薬業界の対立に象徴されるように、特許に対する考え方が大きく異なる各業界の間の溝は決して浅いものではない。しかし、公式（公聴会）及び非公式の場での議論を通して、その溝は少しずつ狭まってきたといえる。成立には至らなかったものの、第110議会（2007年～2008年）では、法案が初めて下院本会議で可決され、上院では司法委員会を通過するなど、ステークホルダー間の対立解消に向けた大きな前進が見られた。更に第111議会（2009年～2010年）においても、産業界における最大の争点となっていた損害賠償の算定について新たな妥協案が提案されるなど、法案に関する議論が深められていた。

第112議会で法案が成立した原動力について、筆者らは、産業界全体が改正前の特許法の問題点を認識し、その改正の必要性を理解していた点があると考えられる。一例としては、パテント・トロールの存在であろう。彼等の行為は特許法に基づいているとしても、その行為を取り締まる対策が必要であるとの点では、IT業界だけでなく産業界全体が理解していたものと考えられる。また、先願主義の移行に見られるように制度の国際調和といった視点でも、一部の業界にとらわれず全体の合意が形成されていたものと考えられる。このような背景から第111議会までに産業界のコンセンサスが得られた条項も多く、第111議会での法案を基に草案さ

れた本法案ではこれらの条項に関する議論は不要であった点も、本議会での法案成立の大きな要因といえるであろう。

#### (2) 法廷による解決

産業界では大筋でコンセンサスが固まりつつあったが、第111議会までの議論でも解消しきれなかった項目がある。それが損害賠償の算定である。特許の価値に直結する同項目を巡る対立は激しく、結果として、第111議会では法案は不成立に終わっている。この対立の解消には時間がかかるとの見解が多かったが、予想以上の早期解決を導いたのは、議会ではなく法廷であったと考える。

2011年1月4日、連邦巡回控訴裁判所（CAFC、知的財産を専門とする高等裁判所）が下した *Uniloc v. Microsoft* 判決<sup>(12)</sup>では、損害賠償算定の慣習的手法（25%ルール及び全体市場価値ルール）が否定された。この判決により、これらの手法の制限を法制化することを求めていたIT業界は、損害賠償算定の条項を議会に求める必要がなくなったのである。法律はなくても、今後、裁判所が25%ルールなどに基づき損害額を算出する可能性は事実上なくなったからである。事実、1月25日に上院に上程された法案には損害賠償算定に関する条項が盛り込まれていたが、3月8日の本会議での修正によってこの条項は削除されている。

このように、大きな争点であった損害額算定の慣習的手法については、特許法改正を待つまでもなく、裁判所がそのルールを変更することにより解決されるに至った。これまでも損害額算定ルールには産業界から批判が多く上がっていた<sup>(13)</sup>。このような解決策は、条文を有する米国特許制度であっても、判例法的な対応が行われている事例といえる。

#### (3) 料金ダイバージョンを巡る歳出委員会との駆け引き

上述の要因もあり、第112議会において米国発明法案の審議・採決は下院司法委員会を通過するまで順調に進んできた（上院版上程から下院司法委員会での通過まで3ヵ月未満）。細部における見解の違いはあったものの、司法委員会を通過する段階では、ステークホルダーの間に合意は成立しており、後は下院本会議での採決を待つばかりだと期待されていた。しかし、本会議での審議・採決を前に、新たな障壁が立ちふさがることになった。具体的に、4月14日に下院司法委員会を通過した米国発明法案が本会議で審議・採決さ

れたのは6月23日と、2ヵ月以上の時間が必要となった。審議の遅れの一番の要因は、下院歳出委員会が米国特許商標庁 (USPTO) の予算に関する条項に難色を示したためである。

ここで USPTO の予算問題を大まかに説明すると、同庁では予算不足が深刻化しており、審査官不足などを原因として特許出願審査の遅れなどの弊害が発生していた。この背景には、USPTO では、特許や商標の出願審査や維持などの業務について、利用者から料金を徴収しているにもかかわらず、同庁が費やせる予算額は毎年度、議会の歳出委員会によって決定されることがある。仮に、USPTO における特許審査業務のために年間 100 万ドルの予算が認められており、1 件当たりの料金 1,000 ドル、100 万ドルで処理できる特許出願件数が 1,000 件であるとする。ある年度の特許出願件数が 1,500 件に上った場合、出願人は総額 150 万ドルの料金を支払う。しかし、USPTO がその年度に使うことができる予算は 100 万ドルのままとなる。つまり、USPTO は、1,000 件の出願審査を行う予算で 1,500 件の審査を行わなければならない、リソース不足のために処理できなかった出願書類は翌年度以降に回すことになる。

一方、上記の例で浮いてしまった 50 万ドルは、USPTO 以外の機関に配分されてきた。つまり、利用者が支払った出願料の一部が、出願審査とは全く関係のない用途に使われてきたのである。これは「料金ダイバージョン」と呼ばれており、1990 年以降に USPTO が料金として徴収しながらも同庁の業務に費やせなかった資金は総額 8 億ドル以上に上ると指摘されている<sup>(14)</sup>。当然、利用者による改善の声は強く、USPTO からの料金ダイバージョンを廃止する条項に関しては、業界を問わず異論は一切聞かれなかった。むしろ、法案成立を目指す議員は、「他の条項で妥協しなければ、料金ダイバージョンの問題も解決しない」という形で、包括的な改革法案の成立に向けた交渉材料として同条項を利用してきたとの指摘もある。

当然のことながら、米国発明法案においても料金ダイバージョンの廃止が盛り込まれていた。具体的には、USPTO が徴収した料金を繰り入れるための専用ファンドを作り、USPTO はいつでもこのファンドの資金を使うことができるというものとなっている。上院本会議を通過したバージョンと、下院に上程されたバージョンはほぼ同一の文言であり、下院司法委員会

でのマークアップにおいてもこの条項に異議を唱える意見は聞かれなかった。

しかし、特許出願を行う産業界などにとっては歓迎すべき料金ダイバージョンの廃止であっても、連邦政府全体の予算を決定する歳出委員会からすれば、他のプログラムに費やせる歳出額の削減に他ならない。米国発明法案は、下院本会議での審議を目前にしながらも下院歳出委員会との調整を余儀なくされ、結局、USPTO 予算の条項が大幅に修正されることになった。修正後に下院本会議で可決された法案では、USPTO 専用のファンドは設立されるものの、ファンドの資金を USPTO が自由に使うことはできず、歳出委員会による毎年度の予算編成の中で承認を受けなければならないとなっている。スミス議員や下院歳出委員会の議員は、この修正は、議会による監督権限を維持しただけのもので、USPTO が徴収した料金を全額使えることに変わりはないと主張しているが、いつ、いくら使えるのかが不確定である限り、USPTO における根本的なリソース不足は解消しないとの不安の声も上がっている。

上述の通り、下院通過版における USPTO 予算の条項に対する懸念の声は強い。しかし、上院版法案を推進してきたレーヒ議員を始め、カッポス USPTO 長官や、産業界も、下院通過版を受け入れる姿勢を見せた。これは、USPTO 予算についてこれ以上の譲歩を下院歳出委員会から引き出すのは難しく、両院協議会 (4.2) や再なる修正案の審議 (4.3) が行われれば、法案が再び廃案になる可能性が高くなることを恐れたためであると見られる。とはいえ、トム・コバーン議員 (共・オクラホマ州) のように、明確な料金ダイバージョンの廃止を強く求める上院議員もおり、これらの反対議員をどこまで説得できるかが鍵であった。レーヒ議員やオリン・ハッチ議員 (共・ユタ州) など、米国発明法案を支持する上院議員は、6月29日付で USPTO が徴収した料金を全額利用できることを確認する書簡<sup>(15)</sup>を上院歳出委員会に送っているが、これは、下院通過版における USPTO 予算の条項が、上院通過版のそれとは本質的には変わらないことを周囲にアピールする狙いもあったと考えられている。

しかし、レーヒ議員らの説得にもかかわらず、9月8日に行われた下院通過版の是非を問う上院本会議での審議では、コバーン議員が、USPTO 予算の条項を3月8日に上院で可決された文言に置換する修正案を提



出し、徹底抗戦の構えを見せることとなった。下院歳出委員会の圧力に屈することは立法府の精神に相反するとの熱弁をふるうコバーン議員に対して、レーヒ議員は、コバーン議員の理念に賛同しながらも、長年の議論と数回の廃案を経てようやく完成を目の前とした法案の成立のため、妥協は不可欠であると呼びかけた。両者が譲らないまま行われた採決では、50対48の僅差でコバーン議員の修正案が否決される結果となった。

以上の通り、第112議会における最大の争点は、USPTOの予算に関する条項であったといえる。この条項は、特許実務における進歩性や権利範囲に直接影響を与えるものではないものの、審査官の待遇やITシステムの整備に直結する問題であり、待遇が上がることで優秀な審査官の継続勤務が長くなることや、最新のITシステムを導入することで効率的な審査が行われることが期待される。本改正の影響を考えるにあたり、最新のITシステムを手にした優秀な審査官に審査を委ねる機会が増えることで、米国特許の質が向上するものと考えられる。

## おわりに

以上、米国議会における法案成立の仕組みを第112議会における特許法改正成立までの過程を例として紹介した。米国議会における法案成立の仕組みには、各委員会で開催される公聴会やマークアップ、何度も提出される修正法案、両院での可決後に行われるすり合わせ作業など、日本の知財関係者にとって馴染みのない過程が含まれる。本稿での説明は極めて単純なものであるものの、法案成立までの仕組みを理解することは、米国特許制度を理解する上で決して無駄ではないであろう。更に、法案成立過程や各過程におけるステークホルダーの関わりなど、成立までの背景を把握することで、法改正の内容の理解が一層深まるもの期待する。本稿が、米国特許法改正に関係する日本の知財関係者の理解に役立てば幸いである。

以上

## 注

(1) 廣瀬淳子「アメリカ連邦議会、世界最強議会の政策形成と政策実現」公人社(2004.06), page 76, 廣瀬は、圧倒的多数の法案は一度も審査されずに委員会で棚ざらしとなり廃案になると紹介する。

- (2) 上掲1), page 76, 下院では委員数が多く実質的な審査のためには小委員会が不可欠であると紹介される。
- (3) 上掲1), page 75, 上院と下院の違いとして、上院では一つの法案を複数の委員会に付託することが出来るのに対して、下院では法案全体を複数の委員会に付託することはできない。下院で許されるのは、付託された委員会の他に、法案の一部だけを別の委員会に付託することである。
- (4) Patently-O: <http://www.patentlyo.com/>  
知的財産(主に特許)に関する話題を毎日提供する。ゲスト投稿もあり、一日に数本の記事がUPされることも珍しくない。海外の知財関係者にとって貴重な情報源といえる。
- (5) Coalition for Patent Fairness: <http://www.patentfairness.org/>  
シスコ・システム、DELL、グーグルなど米国IT企業により形成された団体。IT業界を代表して特許法改正を強く推進した。
- (6) 上掲1), page 84, 多くの賛成議員がいるにも関わらず、法案を付託された委員会が法案を本会議に持ち込むことを拒んだ場合など、付託された委員会を飛び越えて本会議の審議に持ち込むことは規則的に可能、但し、実際の活用は稀であると紹介される。
- (7) 上掲1), pages 98-99, 両院協議会で審議されるのは、両院の法案の中で相違する部分に限られる。なお、重要法案については通常両院協議会が開催される、と紹介される。
- (8) 上掲1), page 101
- (9) White House News: <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/09/16/president-obama-signs-america-invents-act-overhauling-patent-system-stim>
- (10) YouTube, "President Barack Obama Signs the America Invents Act": <http://www.youtube.com/watch?v=QfAr8qhRPy4>, 特許権者である女子学生による大統領の紹介から、オバマ大統領の演説、法案成立に大きな貢献した議員等に囲まれての署名式の様子が紹介される(22'15")
- (11) U.S. Constitution Net, article 1, section 7: <http://www.usconstitution.net/const.html#A1Sec7>
- (12) Uniloc v. Microsoft 判決文: <http://www.ca9.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/10-1035.pdf>
- (13) 拙稿「米国特許法改正の動きと現行の損害額算定ルール」, 日経知財 Awareness (2009.01) WEB: [http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20090107\\_yoshida1.html](http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20090107_yoshida1.html)
- (14) 知的財産所有者協会(Intellectual Property Owners Association)による声明文: [http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Legislative\\_Priorities&Template=/CM/HTMLDisplay.cfm&ContentID=26584](http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Legislative_Priorities&Template=/CM/HTMLDisplay.cfm&ContentID=26584) 料金ダイバージョンに対する反対意見を表明する他、改正法案成立後であっても、料金代バージョンの可能性が残っている点を問題視する。
- (15) 上院議員から歳出委員会へのレター(2011.06) [http://www.uspto.gov/patents/init\\_events/senator\\_leahy\\_29june2011.pdf](http://www.uspto.gov/patents/init_events/senator_leahy_29june2011.pdf)

(原稿受領 2012. 2. 6)